

令和元年7月9日

各位

岐阜市長 柴橋 正直
(公 印 省 略)

(仮称) 中山道加納宿まちづくり交流センター建築主体工事
に係る技術提案書の提出依頼について

標記工事の入札について、総合評価落札方式を適用するため、下記要領により技術提案書を作成し提出してください。

記

1. 工事の概要

- (1) 工事名 (仮称) 中山道加納宿まちづくり交流センター建築主体工事
- (2) 工事場所 岐阜市加納本町1丁目16番1
- (3) 工事内容
- | | | |
|-----------|--------|-----------------------|
| (1) 本棟工事 | 木造平屋建て | 451.75 m ² |
| (2) 駐輪場工事 | 木造平屋建て | 23.30 m ² |
| (3) 外構工事 | | 一式 |
| (4) 撤去工事 | | 一式 |
- (4) 工事完成期限 令和2年8月31日
- (5) 余裕期間の有無 有
- (6) 工事着手日 令和元年10月1日
- (7) 資料 設計図書一式
- (8) 本工事は入札に際して施工計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。

2. 技術提案書の提出

(1) 提出方法

様式第1号(第6条関係)を紙方式で袋とじて割り印を押し、岐阜市行政部契約課請負係まで1部持参すること。その際、様式第1号(第6条関係)のコピーを1部持参し、契約課で受領確認の受付印を受けること。

郵便、宅配便による送付は、認めない。技術提案書の提出がない場合、その者のした入札は無効とする。

(2) 提出期間

令和元年7月9日(火)から令和元年7月24日(水)まで

ただし、岐阜市の休日(平成元年岐阜市条例第45号)に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。受付時間は9時から17時まで。ただし、正午から13時までを除く。

(3) 落札候補者となった者は、指定する日までに技術提案書内容確認申告書(様式第5号(第10条関係))に、技術提案書の内容を確認できる書類(以下「技術確認書類」という。)を袋とじて割り印を押し、提出すること。

3. 技術提案書作成時の注意点

(1) 作成する技術提案書の評価内容は、「4. 総合評価に関する事項」のとおりとし、次の事項に留意して作成すること。

・ 「同種工事施工実績」について、受注形態が共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上のものを実績とみなす。

また、技術提案書提出時に配置予定技術者が特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者のうち評価が最も低いもので評価する。

※ 実際の施工にあたって技術提案書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

・ 直近1か年度とは平成30年度を指し、直近2か年度とは平成29年度から平成30年度までを指し、直近3か年度とは平成28年度から平成30年度までを指し、直近5か年度とは平成26年度から平成30年度までを指し、直近10か年度とは平成21年度から平成30年度までを指す。

・ 技術提案書にチェックがないなど明確に判断できない項目は、最も低い評価とする。

(2) 技術所見については、次の事項に留意して記載すること。

・ 通常、一般的に実施されていると判断される提案は評価しない。

・ 技術所見として提案可能な項目は、目的物の施工の確実性についてであり、目的物そのものの材料・仕様の変更や、設計の変更は認められない。

・ 他機関(地元住民、警察、道路・河川管理者、土地所有者等)及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認められない。

・ 下記に示すような提案内容は評価しない。

①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの

(例:「徹底する」「できるだけ」「適切に」「丁寧に施工する」「必要に応じて」)

②提案の実行の有無が確認できないもの

(例:実行したことを、写真等で確認できないもの)

③提案内容に明確な効果が認められないもの

④提案の実行に確実性がないもの

(例:「監督員との協議により施工する」など)

・ 受注者が入札時に提案した技術所見は、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認する。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行うことがある。

4. 総合評価に関する事項

(1) 技術的能力の評価基準等

次表の審査項目及び評価基準に基づく審査を行い、標準点に加点する。

ア

審査項目	評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
施工能力	[安全対策] ■ 評価項目 労働安全衛生分野表彰歴及び工事事務等による資格停止措置の有無。 ■ 留意事項 ○「労働安全衛生分野表彰歴」は以下のとおりとする。 ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰。 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰。（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証。 ○安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者が、入札参加者の現役社員である場合に該当。 <技術確認書類> ・労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類（表彰状の写し等）。 ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と入札参加者の関係が分かる資料。	過去に労働安全衛生分野表彰歴あり、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置なし	2	/2
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴あり、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置あり	0	
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置あり	-2	
	[環境配慮] ■ 評価項目 ISO9001及びISO14001認証取得の有無。 ■ 留意事項 ○認証範囲に申請者の事業所が含まれている（入札参加する営業所が認証されている）場合に限る。 <技術確認書類> ・ISO9001及びISO14001の認証書（付属書を含む）、登録者名、住所、適用規格、認証範囲、有効期限などの記載がある資料の写し。	ISO9001並びにISO14001を取得済	2	/2
		ISO9001又はISO14001のいずれかを取得済	1	
		取得なし	0	

<p>[技術所見 1]</p> <p>■ 評価項目 工事期間中の歩行者や通行車両に対する安全対策について具体的な提案を求める。</p> <p>■ 留意事項 ○ 具体的な提案を記載する。 ○ 記載様式は、様式第 3 - 1 号とする。</p>	技術所見 1 について 3 項目以上評価できる	3	/3
	技術所見 1 について 2 項目評価できる	1	
	上記以外	0	
<p>[技術所見 2]</p> <p>■ 評価項目 工事期間中の次の 2 項目について提案を求める。 ① 景観配慮について具体的な提案 (2 項目以上) ② 周辺環境対策について具体的な提案 (2 項目以上)</p> <p>■ 留意事項 ○ 具体的な提案を記載する。 ○ 記載様式は、様式第 3 - 2 号とする。</p>	技術所見 2 の①及び②について評価できる	5	/5
	技術所見 2 の①又は②について評価できる	3	
	上記以外	0	

審査項目	評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
企業能力	<p>[工事成績評定点]</p> <p>■ 評価項目 工事成績評定点の平均点。※実績のない年度は65点とする（岐阜市発注、建築一式工事に限る）。</p> <p>■ 留意事項 ○ 直近5か年度に完成引渡しを済んだ岐阜市発注の建築一式工事にかかる工事成績評定点の平均を算出すること。</p> <p><技術確認書類> ・様式第6号に該当する全ての工事成績評定点を記載し、記載した順番に工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。</p>	平均点が75点以上	3	/3
		平均点が72点以上75点未満	1	
		平均点が65点以上72点未満	0	
		平均点が65点未満	-3	
	<p>[同種工事施工実績]</p> <p>■ 評価項目 直近10か年度及び入札公告日の属する年度の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡しを済んだ県内の工事で、木造（軸組工法）による延べ面積250㎡以上の建築一式工事（新築又は増築に限る）の元請施工実績の有無。 ※ 岐阜市発注工事については、工事成績65点未満のものは実績として認めない。</p> <p>■ 留意事項 ○ 受注形態が特定建設工事共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上の場合のみ施工実績として認め、その出資比率を乗じた値とする。 ○ <u>木造（軸組工法）による延べ面積250㎡以上の施工実績であることが確認できる書類（建築確認済証の写し、図面等）を技術提案書末尾に添付すること。</u> ○ 技術提案書記入要領 ・工事名 : 受注工事名とする。 ・発注者名 : 具体的に記入する。 ・施工場所 : 具体的に記入する。 ・延べ面積 : ㎡単位で記入する ・工期 : 工期を記入する。</p> <p><技術確認書類> ・工事内容を確認できる資料（契約書又はCORINSの登録内容確認書（工事カルテ））の写し。 ・特定建設工事共同企業体で施工した工事については、協定書の写し等出資比率が確認できる資料。</p>	木造（軸組工法）による延べ面積250㎡以上の施工実績が3件以上ある	1	/1
		木造（軸組工法）による延べ面積250㎡以上の施工実績が2件ある	0.5	
		上記以外	0	

<p>[岐阜市優良建設工事業者表彰歴]</p> <p>■ 評価項目</p> <p>岐阜市優良建設工事業者表彰歴の有無 (建築工事部門に限る。)</p> <p><技術確認書類></p> <p>・直近5か年度の岐阜市優良建設工事業者表彰歴(建築工事部門に限る。)の写し。</p>	表彰歴2回以上	2	/2
	表彰歴あり	1	
	表彰歴なし	0	

ウ

審査項目	評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
配置予定技術者の能力	<p>[技術者の工事成績評定点]</p> <p>■ 評価項目 工事成績評定点から72を引いた点数の累計。※実績のない年度は65点とする(岐阜市発注、建築一式工事に限る)。 例：評定点(72、69、75)の場合→(0、0、3)累計3点</p> <p>■ 留意事項 ○ 直近5か年度に完成引渡し済んだ監理技術者又は主任技術者として配置された岐阜市発注の建築一式工事にかかる工事成績評定点の平均を算出すること。 ○ 工期の途中で技術者を交代していた場合、工事の主たる工種を担当した技術者について評価する。</p> <p><技術確認書類> ・様式第7号に該当する全ての工事成績評定点を記載し、記載した順番に工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。 ・従事時の役職内容が確認できる資料(CORINSの登録内容確認書(工事カルテ)等)の写し。 ・工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者が担当した工種、期間が判る資料。</p>	65点未満の評定点がなく、累計7点以上	3	/3
		65点未満の評定点がなく、累計4、5、6点	2	
		65点未満の評定点がなく、累計1、2、3点	1	
		65点未満の評定点がなく、累計0点又は工事实績がない	0	
		65点未満の評定点がある	-3	
	<p>[技術者の同種工事施工実績]</p> <p>■ 評価項目 直近10か年度及び入札公告日の属する年度の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡し済んだ県内の工事において、監理技術者、主任技術者、</p>	木造(軸組工法)による延べ面積250㎡以上の施工実績が2件以上ある	1	/1

	<p>現場代理人又は特定建設工事共同企業体の構成員である主任技術者として配置された工事で、木造（軸組工法）による延べ面積250㎡以上の建築一式工事（新築又は増築に限る）の元請施工実績の有無。</p> <p>※ 岐阜市発注工事については、工事成績65点未満のものは実績として認めない。</p> <p>■ 留意事項</p> <p>○ 受注形態が特定建設工事共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上の場合のみ実績として認め、その出資比率を乗じた値とする。</p> <p>○ 工期の途中で技術者を交代していた場合における施工実績は、担当した期間を工期で除した割合を乗じた値とする。</p> <p>○ 配置予定技術者を複数名記載することもできるが、評価は実績・資格等の評価が最も低いと判断される者の評価値をもって「配置予定技術者の能力」の評価値とする。</p> <p>○ 「岐阜市低入札価格調査要綱第11条」における追加配置技術者の場合は対象としない。</p> <p>○ <u>木造（軸組工法）による延べ面積250㎡以上の施工実績であることが確認できる書類（建築確認済証の写し、図面等）を技術提案書末尾に添付すること。</u></p> <p>○ 技術提案書記入要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事名 : 受注工事名とする。 ・発注者名 : 具体的に記入する。 ・施工場所 : 具体的に記入する。 ・延べ面積 : ㎡単位で記入する（切捨て）。 ・工期 : 工期を記入する。 ・従事期間 : 従事期間を記入する。 <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事内容及び従事時の役職内容を確認できる資料（CORINSの登録内容確認書（工事カルテ）等）の写し。 ・特定建設工事共同企業体で施工した工事については、協定書の写し等出資比率が確認できる資料。 ・工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者が担当していた期間が確認できる資料。 	<p>木造（軸組工法）による延べ面積250㎡以上の施工実績が1件ある</p>	<p>0.5</p>	
		<p>上記以外</p>	<p>0</p>	

<p>[技術者の継続教育]</p> <p>■ 評価項目 各団体が発行するCPDの単位取得の有無。</p> <p>■ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体によって、単位表示とユニット表示があるが、単位=ユニットとして取り扱う。 ○ 直近2か年度におけるCPDの単位取得を対象とする。 <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体（建設系CPD協議会等）が発行する学習履歴証明書の写しなど単位取得を確認できる資料。 	20単位以上の取得あり	1	/1
	10単位以上の取得あり	0.5	
	10単位未満の取得あり、又は取得なし	0	

審査項目	評価項目及び記載事項	評価基準	配点	得点
地域要件	<p>[市内業者への下請率]</p> <p>■ 評価項目 当該工事の市内業者の下請状況（一次下請）。</p> <p>■ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本工事の一次下請金額について市内業者の下請率を算出する。 ○ 市内業者とは、岐阜市内に本店を有する企業を示す。 ○ 実際の施工にあたって、下請の変更があった場合、記載した市内業者の下請率を下回らないこと。 ○ 申告した下請率が不履行の場合、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行う場合がある。 <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第8号に工種、市内下請業者名、住所、一次下請予定金額を記載し提出。 	一次下請金額の市内業者活用率が90%以上	3	/3
		一次下請金額の市内業者活用率が75%以上90%未満	2	
		一次下請金額の市内業者活用率が60%以上75%未満	1	
		一次下請金額の市内業者活用率が60%未満	0	
	<p>[災害協定参加等]</p> <p>■ 評価項目 災害協定等への参加や同等の活動実績の有無。</p> <p>■ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岐阜市と災害時の応急対策に関する協定等を締結している団体への加入の有無、直近10か年度までの市内における同等の活動実績の有無及び岐阜市内の地元自治会等との協定等締結の有無により判断する。 <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市との災害時応援協力に関する協定等への参加が確認できる書類。 ・協定等へ参加している各協会等からの証明書。 ・「直近10か年度での市内における同等の活動実績」の場合、その活動内容が確認できる書類。 ・岐阜市内の自治会等との協定書等の写し。 	岐阜市との協定等を締結している団体の会員、又は直近10か年度での市内における同等の活動実績あり	2	/2
		岐阜市内の自治会等との協定等を締結している	1	
		参加なし、かつ活動実績なし	0	

	<p>[ボランティア活動]</p> <p>■ 評価項目</p> <p>直近1か年度の市内における社会資本に対するボランティア活動実績の有無。</p> <p>■ 留意事項</p> <p>ア 市内における社会資本（道路、河川、公園等）に対するボランティア活動とは、企業として行う次の活動をいう。</p> <p>① 岐阜市アダプト・プログラムの活動。</p> <p>② 社会資本に対する岐阜県との協定により行った活動。（ぎふ・ロード・プレーヤー事業に基づく活動、横断歩道点検及び清掃に関する協定に基づく活動）</p> <p>③ 岐阜県、岐阜市、任意団体等が主催する社会資本に対する除草、清掃、植栽等に関するボランティア活動。</p> <p>イ 次の活動は、「ボランティア活動」の対象としない。</p> <p>A 有償の活動</p> <p>B 災害協定参加等において加点される活動</p> <p>C 岐阜市外で行った活動</p> <p>D 個人として参加した活動</p> <p>E 自らの会社が主体となって立ち上げた協議会等が主催するボランティア活動</p> <p><技術確認書類></p> <p>・①については、覚書の写し、直近1か年度の活動実績報告書。</p> <p>・②については、覚書の写し、直近1か年度の活動実績報告書の写し及び活動範囲に岐阜市が含まれていることが確認できる資料（位置図等）。</p> <p>・③については、主催団体が発行する活動実績証明書、表彰状、感謝状等の写し。ただし、活動実績証明書等のあて名が入札参加者以外の団体名となっている場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを、活動実績証明書等を受けた団体が発行した証明書の写しが必要。</p> <p>なお、活動実績証明書は、活動日、活動場所、活動内容、参加人数が確認できるものであること。</p>	<p>市内における社会資本に対するボランティア活動実績あり</p>	<p>1</p>	
		<p>活動実績なし</p>	<p>0</p>	<p>/1</p>

<p>[岐阜市消防団・水防団への協力状況]</p> <p>■ 評価項目</p> <p>社内規定で団活動に対して協力する旨の明記の有無、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員数の確保。</p> <p>■ 留意事項</p> <p>○ 常勤雇用の従業員数とは、本店として登録されている所在地を管轄する年金事務所にて、直近の7月1日の状況で提出した「報酬月額算定基礎届」に記載した人数とする。</p> <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団活動に協力する社内規定の該当箇所の写し。 ・直近の7月1日の状況で年金事務所に提出した「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表」の写し。 ・消防団員、水防団員を確認できる書類（消防団員最大4名、水防団員最大2名）。 ・該当者が従業員であることを証明できる書類（健康保険証）の写し。 	<p>社内規定で団活動に対して協力する旨の明記があり、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員（下記）を確保している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤雇用の従業員数 19人以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 消防団員 1人以上 水防団員なし ・常勤雇用の従業員数 20～49人以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 消防団員 2人以上 水防団員 1人以上 ・常勤雇用の従業員数 50人以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> 消防団員 4人以上 水防団員 2人以上 	1	/1
	<p>社内規定で団活動に対して協力する旨の明記があり、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員（下記）を確保している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤雇用の従業員数 19人以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 消防団員なし 水防団員なし ・常勤雇用の従業員数 20～49人以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> 消防団員 1人以上 水防団員なし ・常勤雇用の従業員数 50人以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> 消防団員 2人以上 水防団員 1人以上 	0.5	
	上記以外	0	
			/30

(2) 総合評価及び入札の評価方法

- ① 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術提案書の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点は30点とする。
- ② 総合評価は、標準点と(1)「技術的能力の評価基準等」によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次のア、イの要件に該当する者のうち(2)「総合評価及び入札の評価方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を候補者として、(4)の確認ののち落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときはア、イの要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 加算点の確認

技術提案書の加算点については、(3)①で評価値の最も高い者(落札候補者)のみ、期限内に提出された技術確認書類により確認する。

技術確認書類により、技術提案書に記載された内容が確認できない又は誤っている場合は、技術提案書の評価を上限として技術確認書類で確認できる範囲で評価を行い、加算点及び評価値の訂正を行う。

評価値訂正の結果、評価値の最も高い者が変わる場合は、新たに評価値が最も高くなった者に技術確認書類を提出させ、加算点の確認を行う。

(5) 技術確認書類の提出

- ① 技術確認書類は、技術提案書内容確認申告書の評価項目順に添付すること。また、提出部数は1部とする。
- ② 技術確認書類の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日(休日を含まない)以内とする。

(6) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、履行状況について検査を行う。受注者の責めにより入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

なお、技術提案書に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は8.(4)等の扱いとする。

5. 契約変更の取扱い

契約締結後、やむを得ない事由により条件変更の必要な状況が生じた場合は、契約変更の対象とし、技術提案書に基づき作成された施工計画の内容の見直しを行うものとする。

6. 苦情申立て

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面より、市長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

7. 再苦情申立て

- (1) 6.(2) 非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの説明に係る書面を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に書面により、市長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては岐阜市入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
- ① 受付窓口 : 岐阜市 行政部 契約課 審査係
〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
TEL 058-214-2951
- ② 受付期間 : 休日を除く9時から17時まで。ただし、正午から13時までを除く。

8. 実施上の留意事項

- (1) 技術所見に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。
また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。
ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。
- (2) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 技術提案書に虚偽の記載をした者及び開札後辞退した者は、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)に基づく資格停止措置を行うことがある。
また、資料に虚偽の記載をした者による入札及び説明事項、岐阜市競争入札心得(平成10年10月1日決裁)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
- (5) 提出された技術提案書の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日(休日を含まない。)以内とする。
- (6) 提出された技術提案書は、返却しない。
- (7) 本要請資料は技術提案書作成以外の目的で使用してはならない。